

『社会安全学研究』の発刊に関する規程

雑誌名	社会安全学研究 = Safety science review
巻	3
ページ	203-204
発行年	2013-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00018578

『社会安全学研究』の発刊に関する規程

平成22年11月20日

関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科

第1条（目的、名称及び発行）

本学 社会安全学部及び大学院社会安全研究科（以下「本学部・研究科」という。）は、社会安全学に関する研究成果の発表、及び研究活動の報告を目的として、『社会安全学研究 Safety Science Review』（以下「本誌」という。）を発刊する。

第2条（発行）

本誌は原則として毎年1回3月に発行する。発行者は関西大学社会安全学部編集委員会委員長とし、編集委員会委員名、及び査読者名をまとめて奥付に記載する。

第3条（構成）

1. 本誌は、以下の三部により構成する。

(1) 研究論文・研究資料等、研究ノート等

未公刊の研究論文・研究資料、研究ノート、その他の研究成果について編集委員会が掲載を認められたものを掲載する。研究論文・研究資料等は査読を行い、研究ノート等は査読を行わない。

(2) 研究業績

当該年度における著書、論文、学会・研究会報告（学術的な報告に限る）、社会的活動などの記録を掲載する。

(3) 修士論文題名一覧、および博士学位論文の要旨及び審査結果の概要

本学大学院社会安全研究科から修士号又は博士号を授与された論文について、修士論文はその題名一覧を、また博士論文は要旨及び審査結果概要を掲載する。

2. 編集委員会は、本誌の執筆要領および募集要項を別途定める。

第4条（投稿資格）

投稿原稿の種類ごとに、投稿資格を以下のとおり設ける。

(1) 研究論文・研究資料、研究ノート等

①本学部・研究科に在籍する専任教員。ただし特任、及び非常勤教員を除く。

②本学大学院社会安全研究科 博士前期又は後期課程に在籍する大学院生。

③①の者が執筆者に含まれている場合、本学部・研究科外の研究者との共著、または共同執筆論文の掲載を認める。

④その他、編集委員会が投稿を認めた者

(2) 研究業績

①本学部・研究科の専任教員は原則として全員掲載する。

- ②その他、編集委員会が投稿を認めた者
- (3) 博士学位論文の要旨及び審査結果の概要、修士論文題名一覧
本学大学院社会安全研究科より修士号、または博士号を付与された者。

第5条（掲載手続）

編集委員会は研究論文・研究資料等、研究ノート等を随時受付ける。受付けた研究論文・研究資料等は査読が完了し、編集委員会の審議を経て掲載が承認されたものについては、受付日と掲載決定日を明記の上、本学部・研究科のウェブサイトに掲載する。本誌は、前掲の手続きを経た研究論文・研究資料等を掲載する。なお研究ノート等は査読を行わず、編集委員の掲載審査を行う。

第6条（編集委員会）

本誌を編集するため、編集委員会を設置する。

- (1) 編集委員は本学部・研究科の専任教員の中から候補者を選定し、本学部・研究科の教授会が承認する。編集委員会委員長は編集委員の互選により決定する。
- (2) 編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- (3) 編集委員の任期は2年とする。

第7条（編集委員会の業務及び審議事項）

- 1. 編集委員会は、募集要項及び執筆要領を公開し、研究成果の投稿を募集する。
- 2. 編集委員会は、以下の事項を審議し決議する。ただし重要な議案は、本学部・研究科の教授会に付議し決議する。
 - (1) 本誌編集・発刊に関する諸規程及び募集要綱、その他ルール
 - (2) 査読を要する研究論文・研究資料については査読者の選定
 - (3) 掲載論文の選定
 - (4) 投稿原稿及び査読結果報告書の管理、並びに学外からの査読結果報告書等の開示その他の求めについての審査
 - (5) その他、本誌の編集および発刊に必要な事項

第8条（附則）

- 1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
- 2. 本規程は、平成22年11月24日より発効する。